

令和2年5月15日

保護者の皆様へ

石川町教育委員会教育長 小玉 陽彦
(公印省略)

緊急事態宣言の解除を受けての保育所等の対応について

本町におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府による緊急事態宣言の日から保育所等のご利用を控えていただいている状況であり、多くの保護者の皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げます。

このような中、政府からの「緊急事態宣言の解除」を受けたことにより、本町においては、これまでの「登園自粛」から「通常保育」へと保育の提供を切り替えて実施いたします。

つきましては、下記のとおり通常保育を実施いたしますので、引き続き新型コロナウイルス感染症対策をしながらお子様の健康観察を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 通常保育を開始する日 令和2年5月18日(月)から
(※登園自粛日は、5月16日(土)までとします。)
2. 対象施設 保育所等：公立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、児童館
3. 保護者の皆様へのお願い

- ① お子さんの体調が悪い場合は、保育所等の利用を控えてください。
- ② 子どもが集団で生活することは、感染リスクが高くなることを保護者の皆様もご理解ください。
- ③ 万が一、子どもや保育士等の誰かが感染し、自覚症状がないまま登園、あるいは勤務して園内感染が発生した場合であっても、その関係者に対して偏見や差別的言動が生じないようご理解をお願いします。
- ④ 子どもやご家族について、「感染が確認された」または「濃厚接触者として特定された」場合には、必ず利用している保育所等にご連絡いただきますようお願いいたします。
- ⑤ お子様と一緒に手洗い、うがいを徹底していただき、感染予防に努めてください。

(事務担当：石川町教育委員会 TEL0247-26-0811)